



Title	ローデシア問題と国連
Author(s)	高橋, 敏
Citation	長崎大学教養部紀要. 人文科学. 1970, 11, p.27-36
Issue Date	1970-12-25
URL	http://hdl.handle.net/10069/9580
Right	

This document is downloaded at: 2019-04-26T14:10:52Z

ローデシア問題と国連

高橋 敏

Rhodesia and the United Nations

SATOSHI TAKAHASHI

- I はしがき
- II イギリスとローデシアの関係
- III 国連の介入の妥当性
- IV 安全保障理事会の諸決議
- V むすび

I はしがき

国連は、1966年12月16日、安全保障理事会において第232号決議を採択した。それは国連史の上では注目されるべき決議であった。なぜなら、その決議は、ローデシアにおけるスミス政権によるイギリスに対する反乱を終止せしめるために、憲章第39条と41条を明確に援用して制裁措置をうちだしているためである。このような措置は、国連の歴史では、はじめてのことであった。

本稿は、このような国連の対応の過程が、その歴史においてどのような意義をもつか検討してみるものである。このためには前記のように、イギリスとローデシアの関係、国連の介入の妥当性、そして安全保障理事の諸決議というような順序で問題に接近するのが適切であるように考えられる。

II イギリスとローデシアの関係

イギリス政府は、1922年までにローデシア⁽¹⁾の地域が自治能力あるものとみなして、1923年の憲法とともにその地域に自治植民地 (a self-governing colony) としての地位を与えた。1953年以来、イギリスの保護領であった北ローデシアとニヤサランドとともに、「ローデシア・ニヤサランド連邦」を形成していたが、ザンビアとマラウィとしての分離によってその連邦は解体され (1963年12月31日)、南ローデシアの部分は1965年11月11日に独立を一方的に宣言

するまではそのような異例の地位である自治植民地の地位を継承する形になった。1957年4月27日の「イギリスと連邦政府の共同宣言」においても、イギリスの議会がその自治植民地の同意なしにその自治植民地のための立法をしないことは確認されている。1961年に憲法が改正されたがその地位の変更はない。その後、安全保障理事会のような席上でもイギリスの代表は極めて強い語調でそのような地位を確認する発言をおこなっている。ところで、自治植民地内の通常の立法と基本的あるいは憲政的性格の立法すなわち植民地の地位を変更する立法の間に区別があることに注意するならば、前述の共同宣言に問題の関係をみるることができる。それによるならば、従属的外交関係というようにみることができる^(a)。国連事務局では、1963年9月21日、その連邦は国家でないという意見をだした^(b)。1963年の後約2年間、ローデシアも独立国であると主張していない。一方、イギリス政府も、単なる独立宣言は何らの憲政的効果をもたず、主権的独立国となる唯一の方法はイギリス議会の立法によることを公式に述べている(1964年10月27日)^(c)。

植民地地域に独立を与えるという総会決議第1514 (XV) 号(1960年11月14日)の実施の任務をもっていた特別委員会(「24ヶ国委員会」)では、南ローデシアが非自治地域であると認定した。総会もその報告書に基き第1748 (XVI) 号決議(1962年6月28日)において非自治地域であることを承認した。その地域については、1946年12月14日の総会決議の中に列挙されている非自治地域に含まれていない。イギリス政府は自治植民地であると理解していたが故に憲章第73条(e)項の義務をはたしてこなかった。また、そのような報告義務の問題は実際上生じていない。逆に、憲章第2条(7)項を援用し国内管轄事項であると主張してきた。イギリスのいう自治植民地という概念は独特であって従属と独立の中間の位置にある中間状態(the "twilight zone") であると主張された。自治政府と独立の間に境界を置くことのむずかしさは特にコモンウェルスに特徴的であるわけでないが、植民地解放の強い目標をもつAA諸国におかれたのであった。したがって、イギリス政府としては、総会とその特別委員会のねらう目的にそって、南ローデシアとの関係が外交的なものであって行政的なものでないという従来関係を突如として終止せしめ南ローデシアの植民地独立について憲章の責任を負わねばならなくなった。特に、先にあげた総会決議第1514 (XV) 号に基づいて努力する必要がでてきたのであった^(d)。

一方、南ローデシア政府のする国内問題不干渉原則の援用はどのようになるであろうか。特に、独立を宣言した後はどのようになるであろうか。スミス政府は、国家としての地位が *de jure* の存在であることを強く主張するとともに、その客観的存在の認定の権利が個有の権利であることを主張してきた。しかし、従来、諸国はコントロールすなわち支配の次第にのみ依拠して国家性の承認を与えてきたのではなかった。その支配の他、オーソリティすなわち政府の両方の点から相互関係している一連のクリテリアを使用してきた。このような基盤の上でか、あるいは何か他のクリテリアによってローデシアを承認した国がないということは非常に重要であろう。国連とその加盟国も国際法の基本的人権の諸原則と多数決原則に従わぬ限り国家として認めることはできないであろうし、ひとたび、特定の活動が国際の平和と安全に対し

て脅威を構成するとなるなら国内問題不干渉の原則が停止されよう。さらに、一方的独立宣言を自決の権利援用によって正当化する場合にも、現代国際法によれば明白な不適合が生じよう⁽⁶⁾。

- (1) See, Dame Margery Perham, "The Rhodesian Crisis: The Background" *International Affairs (Oxford)*, Vol. 42, No. 1 (Jan.'66), pp.1—2
- (2) J. E. S. Fawcett, "Security Council Resolutions on Rhodesia", *British Yearbook of International Law 1965—66*, pp.103—107, この共同宣言の中で、特に注意されるべき点は、外交使節の派遣と接授、そして自らの権限で国際組織に加入する権利等が含まれるが、イギリス政府の国際責任との抵触防止の規定があることである ('the right to conduct all negotiations and agreements with foreign countries subject to the need to safeguard the United Kingdom Government's international responsibilities').
- (3) U. N. *Juridical Yearbook*, 1963, pp.170—171, 1963年2月21日に、国連事務局 (Office of Legal Affairs) が経済社会問題担当の事務次官代理に与えた意見にみられる。「貿易と発展に関する国連会議」にローデシア・ニヤサランド連邦を参加させるかという問題について、総会決議1785 (XVII) 号決議の paragraph 第4の(a)項のもとで、会議に招待する目的の立場から言えば、ローデシア・ニヤサランド連邦は「国家」と考えられないとされた。ITUの加盟国であることについては、ITU条約のもとでは "groups of territories" が十分な加盟国となりうるので、それ自体で国家としての地位を決定しないものとみなされた。
- (4) Fawcett, *op. cit.*, p.107
- (5) J. Leo Cefkin, "The Rhodesian Question at the United Nations", *International Organization*, Vol. XXII, No. 3 (Summer'68), pp.651—655; Fawcett, *op. cit.*, p.108
- (6) M. S. McDougal, W. M. Reisman, "Rhodesia and the United Nations: The Lawfulness of International Concern", *The American Journal of International Law*, Jan. '68, pp.17—18

Ⅲ 国連の介入の妥当性

以上に見てきたようなイギリスとローデシアの関係にかかわらず、1965年11月11日、スミス政府は議会の圧倒的強硬派におしあげられて独立を一方的に宣言するに至った。植民地母国が植民地を独立させる際に採用してきた伝統的な政策はローデシア政府の採用したような緩和の政治 (politics of moderation) のような多数決原則に除々に移行させる政治であった。しかし、その過程は、議会の形骸化、テロ活動、そして鎮圧行動を伴うものであった⁽⁷⁾。

フェンウィックは平和に対し潜在的な脅威があったと述べている⁽⁸⁾のであるが、この点についてはどのような脅威であったであろうか。この点についてはセフキンの論文の状況に関する記述が注目される。アフリカのナショナリスト・ゲリラはザンビアからローデシアに侵入しローデシア軍と正々堂々の戦闘 (pitched battles) に従事している。この状況は将来においても大規模に続く様子であるとされている。また、この戦闘は、南アフリカ軍がローデシアに援軍を派兵することになるかもしれないほど、非常に重大なものであった。このことでイギリスはプレトリアに抗議しなければならなかった。ローデシア内閣はザンビアに対しルサカがゲリラの基地になっていることを何度も非難している。状況は国際化し、「ジンバヴェ・アフリカ国民

ユニオン (ZANU)」が中共から、「ジンバヴェ・アフリカ人民ユニオン (ZAPU)」がソ連と東ヨーロッパ諸国から財政その他の援助を受けるようになった⁽³⁾。ファウセットは紛争となる要素として、マラウィとザンビアからの移住労働者を強制帰国させる問題とカリバ・ダム の不安定な地位をあげている⁽⁴⁾。次に、ローデシアの危機の重要な原因の一つとして看過しえない問題は、ローデシア・ニヤサランド連邦が崩壊した時期に、特に軍備を中心とするその旧連邦資産を新しい三つの分離した政権にどのように分配し帰属せしめるかということなのであった⁽⁵⁾。

フェンウィックのいう「潜在的脅威」という表現が妥当かどうか別にしても、ともかく、このような一連の兆候が南部アフリカ地域の状況を軍事的にも危険にするし、事実的な軍事の紛争が生じていることに注意しなければならない。

しかし、国連の介入の態様の一つとして、制裁があるが、その前提となる「脅威」の状況となると問題は実際にははなはだ微妙なのである。ハルダマンの論文の中にある彼の表現を引用するならば、「制裁を伴わしめた状況が実際に国際の平和に対する脅威であったかという問題がある。いま問題になっている点からいえば、この問に対する真の回答は世界世論の指導者達の心の中においてのみ見出し得るようなつかみにくいもの (intangible) である⁽⁶⁾。」ということになるし、おそらく、妥当な表現であろうと考えられる。

次に、憲章第39条の援用される条件についてはマクドガルとライズマンの主張が適切である。その論文によれば、ローデシアの場合、次の様になる。

憲章制定時において、「平和に対する脅威」、「平和の破壊」及び「侵略行為」を明確に定義しておく考えが拒否されたのは、安全保障理事会が脅威とか威圧のそれぞれの特定の状況の独特の特徴について十分なそして脈絡的調査の後にアド・ホックの決定をなす広範な自由をもつべきであるという考えに由来している。それと同時に、安全保障理事会による行動が、先回りのものであってもよいかもしれないし、かならずしも悲劇的な状況に十分熟すのを待って傍観する必要はないという期待が制定者達とその一般社会に明確に存在していた。そのため、第39条においては平和に対する脅威の防止と除去についての規定がある。また、第39条の立法史の示すところであって、制定後の慣行によれば、安全保障理事会は、特定の状況においてそのいずれの当事者に対しても非難とか罪について言及せずに、平和に対する脅威を認定する権限が附与されている。このように誰れが有責であるか決定することを副次的なものにしているという解釈は、1962年の国際司法裁判所の出した「国連のある経費」に関する意見の中にもみることができる⁽⁷⁾。

ローデシア事件には何ら侵略の要素を含んでいないので第7章の援用は妥当でないという反論があるけれども、この反論は有効でない。まず、平和に対する脅威を認定するのに必ずしも明白な侵略行為が実際に行われる必要がない。逆にローデシアの行為は、イギリスとローデシアのアフリカ人住民の両方の願いに反して、世界の全ての諸国がイギリスの主権のもとにあると認めている領土の支配を掌握した点で、イギリスに対してなされた侵略行為として言うこと

ができる。また、ローデシアにおけるような人種主義政策の発布と適用は、必ず暴力を招来させ、古典的な型の侵略でないにしても諸国が人道上の介入という強制的戦略に一致して訴えることが慣行上妥当であるとみなしてきたような状況を用意するであろう⁽⁶⁾。

ローデシアのエリートの諸活動が全面的に国際法に合致したものであるとする意見があるがこれも妥当でない。普通国際法に関する限り、ローデシアの諸権威は、第25条のもとで全ての加盟国に拘束的であるとともに、第2条(6)項によって国際の平和と安全の維持に必要な限り加盟国でない国にも適用される安全保障理事会の多くの決議を拒否した。また、彼らは、権限ある国連の諸機関によって権威をもって解釈されてきたような憲章の人権の諸規定、すなわち、前文、第1条(2)項・(3)項、第13条(1)項の(b)、第55条及び第56条、第62条、第73条、そして、最近重視されている「普遍的宣言 (Gen. Asem. Res. 217 III)」を拒否した。慣習国際法に関する限り、過去において個々の国による人道上の介入を正当なものとならしめる程度において、もっと伝統的な人権の政策に違反している。一般原則に関する限り、何度かアフリカ人住民の妥当な処遇についてイギリス政府に確約を与えておきながら、それを効果的なものにしなかったことによって信義の原則に違反している。さらに、一方的独立宣言の行為とその後の国内立法はローデシア人民の自決の原則とイギリスの主権に違反している。このようにみえてくるならば、ローデシアがたとえ国家の地位になくとも、そしてたとえ国際の平和の脅威に関する認定ができなくとも、ローデシアの国内管轄権の主張は国際の関与を有効に阻止しえない。このような結論はとりわけ人権に関する現代国際法の著しい特徴に由来している。ローターパクトもいうように、もはや本質的に、人権と自由は国連加盟国の国内管轄権内の事項なのであって(1950, *International Law and Human Rights*, 178)、一国の領土内で生じる他者に対する明白な剥奪的效果をもつ行為は常に国際の次元での訴えと判決を受けるものとなっている。人権の最小の条件は第55条と第56条のもとで、加盟国によって「この機構と協力して共同及び個別の行動」を通じて実現されかつ維持されるべきであるという憲章上の基本的規定がおかれている。憲章制定後においても、前述の「普遍的宣言」、「植民地諸国と人民に独立を附与する宣言 (Gen. Asem. Res. 1514 XV)」、「全てのタイプの人種差別の除去に関する宣言 (Gen. Asem. Res. 1904XVIII)」、そして「市民的政治的権利に関する国際規約 (Gen. Asem. Res. 2200XXI)」の諸決議がある。このようにみえてくると、国連がローデシアに介入したことは全く妥当なことといえることができる⁽⁷⁾。

しかしながら、国連の介入は実に多くの型があって、制裁とは何であるか強制とは何であるかについて必ずしも明解ではない。

(1) Cefkin, *op. cit.*, pp.650—651, 1961年の改正された憲法は議会の65議席中15議席をアフリカ人に与える投票方式を規定していた。アフリカ人指導者達は漸進主義的政策を拒否したため、1962年はローデシアにおける緩和の政治が失敗し大きく後退する年となった。穏健な統一連邦党(UFP)の支配がくずれて、白人の非妥協的な右翼党であるローデシア戦線党(RFP)が50議席中35議席を獲得した。さらに反動化は急速になり、1965年にはこの右翼党は全ての50議席を占めるようになった。アフリカ人の政治団体は、1962年においては、Zimbabwe African Peoples Union (ZAPU) があ

り、翌年にはその ZAPU から分離した Zimbabwe African National Union (ZANU) が誕生した。ZAPU と ZANU は1962年と1965年の選挙をボイコットした。このため、議会におけるアフリカ人の政党は名ばかりの穏健な統一人民党 (United People's Party) となり極めて少数のアフリカ人の利益を代表した。

- (2) C. G. Fenwick, "Editorial Comment—When is there a threat to the peace?—Rhodesia" *The American Journal of International Law*, July 1967, p.754
- (3) Cefkin, *op. cit.*, pp. 663—664, p.666
- (4) Fawcett, *op. cit.*, p.117
- (5) Cefkin, *op. cit.*, p.655
- (6) John W. Halderman, "Some Legal Aspects of Sanctions in the Rhodesian Case," *The International and Comparative Law Quarterly*, July 1968, p.702
- (7) McDougal and Reisman, *op. cit.*, pp.5—8: Certain expenses of the United Nations (Article17, paragraph 2, of the Charter), *Advisory Opinion of 20 July 1962, I. C. J. Reports 1962, p.151, p.167*
- (8) McDougal and Reisman, *op. cit.*, pp.10—11
- (9) *Ibid.*, *op. cit.*, pp.11—13

IV 安全保障理事会の諸決議

独立の一方的宣言のあった日付以後に、安全保障理事会はローデシアに関して4つの決議を採択しているが、それぞれの用語上の特徴をみる必要があるであろう。

- (1) 216号決議 (1965年11月12日) ,

この決議では平和に対する脅威については何ら言及されていないし何らほめかされていない。一方的独立宣言が人種差別を含むという理由で「非難することを決定し」、さらに全ての加盟国に違法な政権を承認しないようにそして援助せぬよう「要請する (call upon)」ことを決定するというものである。

- (2) 217号決議 (1965年11月20日) ,

この決議は状況についての表現が微妙である。すなわち、「その継続がやがて国際の平和と安全に対する脅威を構成する (its continuance in time constitutes a threat to.....)」と決定するというものである。第39条への言及がないことと、イギリスに対してその反乱を「鎮める (quell)」ように「要請して (call upon)」いること、そして全ての国に石油を中心として経済における外交関係を断絶するよう「要請して (call upon)」いるのが特徴である。

- (3) 221号決議 (1966年4月9日) ,

ここにおいて、「その惹起している状況が平和に対する脅威を構成することを決定し」、イギリスに対してローデシアに石油が運ばれるのを必要ならば武力の使用によって阻止するよう「要請して (call upon)」いるのが特徴である。表現からするならば、平和に対する脅威をあつかっているというよりもどちらかといえば、分離を制止させようとする方が強い印象を与えている。脅威を構成すると述べながらも、第7章の条項に何ら言及がないことに注目する必要があるであろう。

- (4) 232号決議 (1966年12月16日) ,

この決議においてはじめて第7章の条項に対する言及がある。すなわち、「第39条と第41条にしたがって南ローデシアの現在の状況が国際の平和と安全に対する脅威を構成することを決定し、.....」となっている。さらに、第25条のもとで拘束的であるという言及がある。これによって経済制裁の措置を出したのであったが、いく通りかの意味で明瞭な表現でなされた決議ということがいえよう。

以上に述べたように、それぞれの決議は多様な国連の対応を示している。この点についてはB・スローンの言葉が有益である。彼は、特に総会の決定の「履行 (implementation)」と「強制(enforcement)」を論じたのであったが、次のように述べている。「私は履行という言葉にはっきりした法的意味があるとは普通には考えていない。もっとも秘教的な法律概念の貯蔵庫であるスコットランドの法によるならば、履行は契約を遂行するとか実行するということの意味している。ここでは、それをそうすることが何らかの法的義務があるかどうかという問題に言及しないで決定をし遂げることを意味するように広く使用する。履行という用語のもとで自発的実行 (voluntary performance) と強制にいたらぬ説得の手段 (means of persuasion short of compulsion) を扱い得る。それに対し、強制という用語によって、再び広く解釈するが、服従を強制する行為 (action to compel compliance) とか制裁を意味させる。履行は感知し得ないように少しずつ強制に変化するかもしれないし、そして特定の説得の措置が履行であるか強制であるかをいうことが時々困難になるかもしれない。(a)」このような微妙さは安全保障理事会の決議についてもいえるのである。それ故にこそ、「憲章第7章に類似するような強制 (“chapter-VII-like” enforcement)」であるとか「自発的制裁」というような著しくぼかされた法律用語が使用されるのであろう。再びB・スローンの表現をかりるならば、「他の諸国、機関あるいは国際組織に対してなす要求が当該国家に援助をせぬようにであるとか他の圧力を適用するように求める場合、自発的制裁あるいは強制に接近しているのである。(a)」自発的制裁は強制のごく手前にあると解釈してもよいかもしれないが、今彼が問題にした場合は、自発的制裁の手前にあるということであろう。ローデシアに対してなした理事会の措置もそのような著しく微妙な問題をもっている。

さて、216号決議は分離政権に外交上の圧力をかけようとしたものである。“call upon” という用語は、憲章の用語例では、第6章の「勧告」と同様に当事者を拘束しない提議を意味するものとされており、当事者が必ずしもこれに服従する義務はなく、そして勧告に従わないことは違法とみなされない、とされている(a)。この決議は、したがって、第7章とは直接関係がない。

217号決議は要請するの用語例からみて216号決議と同じ勧告決議である。「その継続がやがて」という表現をもつこの決議は216号決議と同じレベルにある決議であるというようにはいえない。イギリスの積極的努力とアフリカ諸国の強い支持によってローデシアに関する諸決議が出されたのであるが両者間に意見の不一致があり、この217号決議の場合、ウルグアイとボリビアの代表の用意した妥協案を採用することになったのであった。特に、ウルグアイの代表は、第6章にも第7章にも属さない妥協的なものであるという但し書きのような説明をしている。南アフリカのアパルトヘイト政策とアフリカのポルトガル領土に関する状況が国際の平和を「深刻に妨げている (seriously disturbing)」という非常に微妙な表現で認定した1963年の理事会決議を思い出させるが、その時は、「平和に対する脅威」でないし「集団的措置」ではないと了解された。ローデシアの場合も、第一に、現在は「平和に対する脅威」ではないこ

と、第二に、「要請する」の用語使用、そして第三に、南アフリカの先例からいって、「集団的措置」でなく「非命令的なもの (non-mandatory)」である決議と考えられる。しかし、実際に与えた印象からするならば、日本政府の代表も態度を同じくしたが、自発的経済制裁という理解が一般的に表明されたし、この決議がある程度の義務をもつものと考えられた⁽⁴⁾。したがって、明示的な集団的措置でないけれども、集団的措置と理解される傾向をとったという複雑な地位にある決議と考えられる。

221号決議も複雑で特得であるといえる。通例では、集団的措置の概念は、憲章第1条(1)項、第39条、第41条、そして第42条に求められる。従来、西側諸国と国連では集団的措置というものを国家とか国家に類するような政治団体に対抗する形のはっきりした強制行動にのみその概念を限定してきた。平和維持活動の発展に伴って国際司法裁判所も集団的措置の概念を使用しないで時代の推移に対応してきた⁽⁵⁾。ハルダマンによれば、221号決議においてはそのような条項の援用がないけれども、集団的措置の機能の行使として一般的に明らかに承認されている、と述べている。「公海上で船舶を拿捕する申し分のない法的基盤を与えるために明確に集団的措置として採択されているし、それは侵略とか平和の破壊に適用されたものでもなければ国家に対して向けられたものでもなかった」と述べている。集団的措置のそのような狭くされている概念の土台を浸食しているように考えられ、それがまた好ましい傾向であるとされる。好ましい傾向であるというのは、その一つとして「国家」に対してでなく「状況そのもの」に対してなされた措置であるが故に、平和維持の現代の環境に合致しているというものである。もう一つの理由は、集団的措置であるが、「非命令的なもの」であるということにある。そのような根拠は、イギリスとの間に第43条の「協定」がないので「命令的なもの」にすることができない。第二には、イギリス政府自身が自ら行動したい事に対する国連の権限附与の決議を請求したためである。したがって、「命令的」という側面においては前記の217号決議より地位が低いといえる。このような非命令的措置は国連の慣行の初期的傾向ではその勧告に応ずるその国の責任に基いてとられるとされている。特に総会によって勧告される措置はそのように理解され現在に至っている。安全保障理事会についていえば、217号決議はそのような傾向に変化を与えた。なぜなら、勧告的措置はその勧告に応ずる国によってとられるのであって国連によってとられるのではないという考え方を浸食した。しかし、誰れによって措置がとられるかの問題は実際には明確でない。国連の認められた権限内、第10条、第11条(2)項、第14条、そして第39条で措置を実行しているというように当事者がみられる限りこの問題は明確でない⁽⁶⁾。

問題となるイギリスの海軍の行動についてはファウセットの記述が注目される。憲章上問題となるのは、ロレンソ・マルケス港に向けて石油を積んで航行中のマヌエラ号 (the *Manuela*) とそれを公海上で制止したイギリスの海軍のバーウィック (H.M.S. *Berwick*) である。マヌエラ号は元来ギリシア船籍を有するが公式に取消されていた。国籍をもたぬ船舶は、それによって、その船舶あるいは積荷の所有者あるいは用船契約者の権利と利益が法的根拠もなく侵害

されてもよいということにはならない。また、所有者とか用船契約者が国籍の国の保護を求めないかもしれないという意味にならない。「公海に関する条約」の第22条にある嫌疑の条項に該当しないし、特に、違法な政権との通常の通商の継続は、合法政府が公海上での輸送の干渉という形での対抗行動をとる権限を与えるような不法干渉であるとはみなされない。次に憲章からいえば、パーウィックの展開と乗員の行動は軍隊の使用以外のなにもものでもないとする、非軍事的措置の第41条にその海軍活動の基盤を求めることはできない。次に、第43条の協定がないという理由で国連が兵力の使用ができないというわけでもないが(1962, I. C. J. Rep., 167), 第42条に求めることができない。なぜなら、安全保障理事会は、第41条のもとの強制的(compulsory)な措置の効果を試みる以前に兵力の使用に訴えることができない(1949, Goodrich and Hambro, Charter of the U. N., 265), あるいはそのような措置が適当でないであろうと確信できる根拠を有していないためである。このことは、217号決議が第41条への言及がないことと、232号決議においてはじめて第41条に言及があったことにより有効となる。さらに、第40条の暫定措置にも求めることはできない。その暫定措置もある意味で「防止的」なのであるが、理事会自身によってとられる「防止措置」(第2条(5)項、第5条、第50条に間接的に述べられている)と同視し得ないことのほか、第40条での暫定措置というものは紛争の関係諸国によってとられるのである。次に、可能性のある第39条の勧告であるが、その海軍活動を憲章の枠組のなかにおくなら、その選択は第39条と第42条にあるのであるが、いずれをとるにしても非常な困難がある。その結論は、おそらく、その海軍活動が変則的なもの(anomalous)であり、憲章の外にあると考えられる⁽¹⁾。

ところで、第25条が必ずしも明確でないことと第39条の勧告が柔軟であることに注意する必要があるかと考えられる。実際に、第25条について常に指標の役割をもとめることができるような明確な慣行もないようである。このようなあいまいさは履行と強制の多様化にもその原因を求めることができる。

232号決議は、いく通りかの意味で明瞭な表現をもって採択されたということが出来る。それは、第25条、第39条、そして第41条に言及している。命令的な経済制裁を出したものであると考えられ、国連の歴史において最初の「命令的措置(mandatory measures)」の例であろうと考えられる⁽²⁾。

(1) Blain Sloan, "Implementation and Enforcement on Decisions of International Organizations" Proceedings of the American Society of International Law, 62nd Annual Meeting, April, 1968, p. 5

(2) Sloan, op. cit., p. 9

(3) 田岡良一, 「国際法Ⅲ」(昭和34年), 88頁

(4) Halderman, op. cit., pp. 690—692, インド, パキスタン, 日本, アルゼンチン, アメリカ, イギリス, 及び, 中国は自発的性格をもつ経済制裁として発言している。特に, 日本 (UN Doc. S/PV. 1277 at 41, S/PV. 1281 at 42), オランダ (UN Doc. S/PV. 1276 at 21), そしてニュージーランド (UN Doc. S/PV. 1277 at 11—12) の発言が注目される。

- (5) Halderman, op. cit., pp. 690—692 : 1962, I. C. J. Rep. p. 151, p.177
- (6) Halderman, op. cit., p. 676, pp.672—673, pp.687—688, pp.693—694
- (7) Fawcett, op. cit., pp.118—121 : ところで, Blain Sloan の見方を参考にする必要がある。彼は国連事務局においては, Director, General Legal Division, Office of Legal Affairs という地位にあるが, 次のような発言をしている。"The Security Council has....in the case of Southern Rhodesia applied broad economic sanctions under Article 41, and *very limited sanctions under Article 42.*" (Sloan, op. cit., p.12)
- (8) Halderman, op. cit., p.686

V む す び

国連のローデシアに対する対応は非常に多様であると考えられ, そのような柔軟なアプローチは将来にとって貴重な経験となったであろうと考えられる。しかし, 反面に決議の効果については大きな問題が含まれていることに注意する必要がある。本稿においては, 諸決議についての憲章上の基盤を必ずしも明確にしなかった。それは, 特に, 国連の対応が多様であるということと, 国際社会の発展のためにそのような多様なデシジョンについての一般的原則をはやく確立する必要があるということなのである。

(昭和45年8月19日受理)